けましておめでとうございます。謹ん で新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症を巡る 緊張感が和らぎ、社会経済活動にあらゆる 場面で復調の動きが見られました。

そうした中、市では毛利元就の入城500年記念事業を通して、一層の活性化に取り組んできています。各種のイベントを催し、多くの参加者と市の魅力を共有しました。とりわけ、新名物として誕生した「あきたかた焼き」は早くも県内外でたくさんの方に親しんでいただいています。

同時に、市外においては神楽の振興を狙った事業を積極的に展開しました。G7サミットや世界遺産である京都の醍醐寺、宮島で初めてとなる公演を成功させ、広島を代表する文

新年の

新年のあいさ2024年



市長 石丸 伸二

化として着実に活動の幅を広げています。

この間、YouTubeや各種SNSを通じて、市の知名度は桁違いに高まっています。YouTubeのチャンネル登録者数は13万人を越え、自治体として東京都(17.3万人)、茨城県(16.8万人)に次ぐ全国3位の数字を獲得しました。こうした認知度は各種事業の大きな推進力になると同時に、YouTubeの広告収入等として貴重な財源にもなっています。

振り返ってみると、また一歩、市が大きく前進した1年でした。依然として、市には構造的な課題が山積しています。しかし、覚悟を持って臨めば、どんな困難も乗り越えられるはずです。心配はいりません。本年が市民の皆さまにとって自信にあふれ、希望に満ちた日々となるよう願っています。

私のお気に入り

~#市長が訪ねてみる~

新年号からは市内の体育施設を紹介してみます。皆さん、温水プールに行かれたことはありますか?1993年に旧吉田町によって建設された、25mプール(6コース)の他に歩行プールや子供プールを備えた施設です。ビート版やヘルパーの用意もあるため、泳力に合わせた思い思いの使い方ができます。また、幼児から高齢者までを対象とした様々な教室が開催されており、それぞれの体力に合わせて水泳に親しめる場所となっています。室内の温水プールなので、もちろん1年を通して利用が可能です。さらには、ランニングマシンやトレーニングマシンなどを備えたジムスペースもあります。

第33回

安芸高田市温水プール



総工費は約9億5千万円

そんな充実した施設ですが、なんと、いつも割と空いています(涙)。1コースを独り占めして泳げる時も珍しくありません!毎年5,600万円(直近5年間の平均)もの指定管理料*を費やしている施設なので、ぜひ沢山の方に利用していただきたいと思います。平日は夜8時30分まで開いているので、学校や仕事が終わってから行くのもお勧めです。2024年は温水プールに通い、心身ともに健やかな1年を送ってみましょう。

※公共施設の運営を代行する事業者に対して市が支払うお金。

後期高齢者医療制度 自己負担額を超えた額を支給します



高額介護合算療養費制度

1年間の医療保険と介護保険、両方の自己負担額を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を支給する制度。

合算期間

2022年8月1日(月)~2023年7月31日(月)

■合算範囲

同一世帯内の後期高齢者医療の被保険者にかかる自 己負担額

※高額療養費等の支給該当額は除きます。

《申請方法》

申請書に必要事項を記入し、保険医療課医療保険年金係、または各支所へ提出してください。

《対象者》

1月中旬に広島県後期高齢者医療広域連合から申請 案内を送付します。

- ※いずれかの保険で異動があった方、住所地と介護保険 の市町が異なる方には、申請案内を送付できない場合 があります。該当する方は問い合わせてください。
- ■自己負担限度額(年額·世帯単位)

2022年8月~2023年7月診療分

区分 (毎年7月31日時点)		自己負担限度額 (医療保険+介護保険)
市町村民税課税世帯	現役並み所得者III (課税所得690万円~)	212万円
	現役並み所得者II (課税所得380万円~)	141万円
	現役並み所得者 I (課税所得145万円~)	67万円
	一般 I·II	56万円
市町村民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者I	19万円

《支給方法》

医療保険と介護保険で案分し、それぞれの保険から被 保険者に支給します。

※医療保険、または介護保険のどちらかの自己負担額が 0円の場合や、自己負担限度額を超えた合算額が500 円以下の場合は支給されません。

間保険医療課 医療保険年金係 ☎・お太助フォン 42-5619 월42-2130

障害者控除対象者認定書を 発行します



障害者控除対象者認定書

所得税などの申告時に提示することで、本人およびその方 を扶養している方が「障害者控除」または「特別障害者控 除」を受けることができる認定書。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- ■本市に住民票がある65歳以上の方
- 精神または身体に障害がある方(認知症を含む)
- 障害の程度が日常生活で常に介護を必要とする程度 の方

■障害者手帳を持っている場合

手帳を提示することで、等級に応じた「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができますが、この認定を受けることで、介護が必要な状態によっては、「特別障害者控除」の対象になる場合があります。

※家族が代理で申請することもできます。

問保険医療課 介護保険係
☆・お太助フォン 42-5618 単42-2130

ヘルプマーク・ヘルプカード



周囲に支援や配慮を伝えにくい方や、外見から障害が 分かりにくい方が、周囲から支援や配慮を得やすくする ための「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」を無償で配布し ています。

所持した方を見かけたときは、できる範囲での支援や 配慮をお願いします。

配布場所

- 社会福祉課障害者福祉係
- 各支所窓口係





問社会福祉課 障害者福祉係☎・お太助フォン 42-5615 월42-2130